

## ナチ阿片・交易営団・GHQ：第二次世界大戦末期の ドイツ滞貨のゆくえ

熊野，直樹  
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/1475346>

---

出版情報：法政研究. 81 (3), pp.49-78, 2014-12-17. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

# ナチ阿片・交易営団・GHQ

——第二次世界大戦末期のドイツ滞貨のゆくえ——

熊野直樹

はじめに

- 一 第二次世界大戦末期におけるナチス・ドイツと東アジア間の交易
- (一) ドイツ経済使節団とヴォールタート
- (二) 大戦中のナチス・ドイツと東アジア間交易の概観
- (三) ローゲス商会とドイツ滞貨
- 二 ドイツ降伏後におけるナチ阿片のゆくえ
- (一) 奉天のナチ阿片と関東軍
- (二) 神戸のナチ阿片と交易営団
- (三) アメリカ陸軍による阿片の押収
- 三 GHQ民間財産管理局から通商産業省へ
- (一) 通商産業省と阿片

(一) G H Q民間財産管理局から通商産業省へ

(二) ナチ阿片の売上金のゆくえ

おわりに

## はじめに

一九世紀の阿片戦争を画期として、阿片は世界市場における欧亜関係の基底をなす商品の一つとなった。二〇世紀に入って、一連の国際阿片条約によって阿片が国際的な禁制品になった後も、欧亜関係において阿片は依然として貿易上、さらには財政上不可欠の物資であり続けた。こうした事情は第二次世界大戦勃発以降も実は変わらなかつた。

従来、殆ど知られていないことではあるが、第二次世界大戦中、「満洲国」とナチス・ドイツとの間で、国際的禁制品である阿片の交易がなされていた。一九四四年六月一七日に調印された第四次「満」独協定においては、阿片と粗製モルヒネを「満洲国」がドイツへ輸出することが定められていた。<sup>(1)</sup> 大戦末期にドイツへの輸送が一段と困難になると、日本に在留していたドイツ経済使節団 (Deutsche Wirtschaftsdelegation)<sup>(2)</sup> は、東アジアで購入し本国へ輸送困難となった物資、いわゆるドイツ滞貨を日本側に売却した。ドイツが一九四五年五月八日に無条件降伏すると、ドイツ経済使節団は日本に在留していたドイツ人の生活を保障するために、ドイツ滞貨の日本への売却を引き続き行った。そのなかに阿片も含まれていた。こうして同年五月以降、ドイツは「満洲国」や日本において保管していた阿片を日本側に引き渡すことになる。

ナチス・ドイツ降伏当時、「満洲国」と日本においてドイツ所有の阿片が保管されていた場所は、史料上確認できる

限り、奉天と神戸だけである。奉天と神戸の倉庫に保管されていたドイツ滞貨としての阿片（以下、ナチ阿片と記す）は、それぞれ約一〇トンと約四トンであった（後述）。それでは、この奉天と神戸に保管されていたナチ阿片は、その後一体どうなったのであろうか。

戦後、日本が戦時中に取り扱った阿片やその売上金が、連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers 以下、GHQと略記）に流れたということは、これまでジャーナリズムなどで指摘されてきた。なかにはその一部が大統領選挙出馬のための資金としてマッカーサー（Douglas MacArthur）に流れたことなどが語られてきた。しかし、それらはすべて出典が曖昧で、しかも史料の裏付けのとれない証言ばかりであった<sup>3</sup>。研究史上、戦後におけるこれら阿片のゆくえは史料的には確認されていないのが現状である。そうしたなか、筆者は外務省外交史料館所蔵でドイツ経済使節団代表のヴォールタート（Helmut Wohltat）が残した外交史料並びに国立国会図書館憲政資料室が所蔵する日本占領関係資料のGHQ／SCAP文書において、奉天と神戸のナチ阿片が戦中・戦後どのような経緯を辿り、結局どう処分されたかを示す、史料群を「発見」した。本論では、これら「新発見」の史料群に依拠しながら、奉天と神戸に保管されていたナチ阿片の戦中・戦後辿った経緯とそれに関わったアクターを実証的に明らかにすることにした。

以上を通じて、戦中・戦後における阿片をめぐる多種多様な国際的なアクター間の関係、すなわちドイツ、「満洲国」、日本、GHQを始めとした欧亜関係の一面面を明らかにすることが本論の主たる目的である。

## 一 第二次世界大戦末期におけるナチス・ドイツと東アジア間の交易

## (一) ドイツ経済使節団とヴォールタート

従来、第二次世界大戦中、ナチス・ドイツと日本を中心とした東アジアとの交易は杜絶したと考えられてきた。しかし、近年、ナチス・ドイツが戦時物資を東アジアから輸入しており、そこから輸入した生ゴムや鉱石などは産業界の需要を一九四五年末まで満たすほど十分な量であったことが指摘されている。<sup>(4)</sup>このことは、戦時中においても、ナチス・ドイツと東アジアとの間では、それまで考えられていた以上に交易がなされていたことを示唆するものである。

そもそもドイツ側の戦争経済史研究において等閑視されてきたのは、このナチス・ドイツと東アジア間の交易である。<sup>(5)</sup>第二次世界大戦勃発に伴う海上封鎖並びに独ソ戦勃発によるシベリア鉄道の不通によって、たとえ封鎖突破船や潜水艦によってナチス・ドイツと東アジア間で輸送がなされていたとしても、欧亜間の輸送は実質的に杜絶したと考えられてきた。しかし、当時のナチス・ドイツにおいて、東アジアからの戦時物資の調達と輸送の統轄責任者であったドイツ経済使節団の代表であるヴォールタートは、戦後、国際検察局 (International Prosecution Section) の尋問に際して詳細に欧亜間の輸送の実態を述べていた。それに対して国際検察局側は、後で述べるように「最も成功した」と評価していたのである。

それでは、第二次世界大戦を通じて、ドイツ経済使節団はどのくらいの量の戦時物資を東アジアで調達し、ドイツに輸送していたのだろうか。そしてどの程度実際にドイツに到着していたのであろうか。この点について、国際検察局によるヴォールタートに対する尋問の記録を中心に依拠して明らかにしていこう。

ドイツ経済使節団代表であるヴォールタートは、国際検察局の記録では、アメリカで教育を受けており、ヒトラーの

右腕で、日本の戦時生産のオルガナイザーであり、日独の通商関係全体の統轄者兼日本におけるドイツ金融の統轄者であったと紹介されている。<sup>6)</sup>

そもそもヴォールタートは、一八九三年、ドイツのヴィスマールに生まれ、士官学校を経て、ケルン大学、コロンビア大学、ニューヨーク大学で学んだ。第一次世界大戦中、野砲旅団の旅団付副官として従軍した。戦後、商業関係の仕事に就くが、一九三三年にはドイツ・ライヒのミルク製品及び油脂統制団体委員に任命され、その後ライヒ経済省ゲネラルレファレント、同経済省局長、為替管理局長を経て、四カ年計画全権委員ゲーリング（Hermann Göring）付特別局長に就任した。さらに一九三九年には四カ年計画委員及びプロイセン枢密院顧問官に就任した。<sup>7)</sup> また彼は同年、英独和解を意図してなされたと当時注目された、いわゆる「ヴォールタート・ハドソン（Robert S. Hudson）会谈」の当事者でもある。<sup>8)</sup> しかも同年、彼はドイツとルーマニアとの間での経済条約交渉を主導しており、この条約は「ヴォールタート条約」とも呼ばれた。<sup>9)</sup> そもそも彼は四カ年計画庁ではユダヤ人移民政策の金融部門に係わっており、その関係で一九四〇年にはオランダ銀行制度管理官に就任している。<sup>10)</sup> 日本側の要請で彼は一九四一年四月にドイツ経済使節団代表として来日した。それ以降、ヴォールタートは一九四七年二月にGHQによって国外退去処分を受けるまで、日本に留まり続けることになるのである。

## （二）大戦中のナチス・ドイツと東アジア間交易の概観

一九四一年六月の独ソ戦勃発以降、ドイツへの帰国が困難となったヴォールタートは、第二次世界大戦を通じて戦争に必要な物資を東アジアで購入し、それらをドイツへ輸送する統轄責任者となった。国際検察局によると、そもそもドイツは対米戦開始までに、シベリア鉄道を通じて約六〇万トンの物資をドイツに供給し、海上輸送も同程度の物資を供

表1 ドイツへ輸送した船舶数及び貨物の重量の内訳

	船舶数	貨物量 (トン)
1942年	貨物船 7隻	56,000
1943年	貨物船 14隻	108,000
	タンカー 4隻	42,000
1944年	貨物船 5隻	30,000
1944/45年*	潜水艦 15隻	3,000
総計		240,000**

出典：‘REPORT OF INTERROGATION of HELMUTH WOHLTHAT’ 粟屋憲太郎・吉田裕（編集・解説）『国際検察局（IPS）尋問調書』第42巻、日本図書センター、1993年、66頁より筆者作成。

\* 時期区分は原文ママ

\*\* 正確には 239,000 であるが、原文ママ

給していたという。一九四二年から一九四三年にかけては貨物船を中心とした封鎖突破船によって二〇万トンの物資を輸送していた。その際、ドイツは生ゴム、錫、タングステン、モリブデン、石油、油脂などを輸送していた。一方、日本は、機械、特殊兵器などを輸入していたとされる。<sup>(1)</sup>

しかもヴォールタートラドイツ経済使節団は、日本を仲介として中国、ピルマ、オランダ領東インドから戦時物資を調達していた。ヴォールタートの使節団は一九四二年から一九四五年まで総数二四万トン以上の物資を貨物船等でドイツに向けて輸送していた。ヴォールタートによると、ドイツに向けて輸送された貨物の約五〇%がドイツに到着したという。<sup>(2)</sup> 独ソ戦勃発以前は、それとは別に毎月五万五千トンの貨物をシベリア鉄道で輸送していたとされる。<sup>(3)</sup> ヴォールタートによると、一九四二年から一九四五年までにドイツへ輸送した船舶数と貨物の重量の内訳は、表1の通りである。

表1からわかるように、一九四三年が一五万トンでピークであり、一九四四／四五年にはわずか三〇〇〇トンに激減している。さらにヴォールタートは国際検察局の尋問に際して、一九四一年一月と一九四三年一月におけるドイツの備蓄量の地域別内訳を明らかにしている。それは表2の通りである。

一九四一年一月の日米英蘭開戦以降、日本がシンガポールを始め東南アジア諸地域を軍事占領した後で、ナチス・ドイツが東南アジアを戦時物資の

表2 1941年12月と1943年12月におけるドイツの備蓄量の地域別内訳

	1941年12月	1943年12月
日本	35,000トン	20,000トン
満洲	46,000トン	31,000トン
天津	320トン	――
上海	9,600トン	25トン
サイゴン	――	15,000トン
バンコク	――	5,000トン
シンガポール・		
ペナン	――	7,000トン

出典：‘REPORT OF INTERROGATION of HELMUTH WOHLTHAT’ 前掲『国際検察局（IP S）尋問調書』第42巻、67頁より筆者作成。

備蓄の拠点にしていたことが窺える。それまで東南アジアの制海権をイギリス海軍が握っていたため、ドイツは日本を介して東南アジアの物資を輸入していたが、一九四三年一二月には東南アジアを拠点として交易していたことが窺える。

以上のようにドイツは大戦中において、東アジアから約二四万トンもの戦時物資をドイツへ海上輸送し、ヴォールタートによるとその約半数がドイツに到着していた。当時、日本大使館に勤務していたヴィッケルト (Erwin Wickert) もまた回想録において、日本とドイツ間の交易の詳細について言及している。

「シベリア横断ルートが分断された後、日本とドイツを結ぶ唯一の貨物輸送手段は封鎖突破船とUボートだった。戦争中このような封鎖破りと呼ばれる船は、日本から、そして後には東南アジアの港から出航し、封鎖を突破してフランスの港に入った。貨物船三六隻中一四隻が沈められた。日本からドイツへはとくに生ゴム、タングステン、錫、雲母、アヘンそして戦争初期に輸送された工業用油脂など合わせて八四〇〇〇トンの貨物が封鎖を突破した。連合国のダカール上陸後は南大西洋がほとんど航行不能になった。そのため貨物用Uボートが導入されたが、積載能力はわずかなものだった。これによって日本に近代的な機械がもたらされ、一九四五年初めにはドイツのV1ロケットの見本が運ばれた。



だが、戦争末期になるとUボートの突破はめつたになくなった。イギリスがドイツ海軍の暗号『エニグマ』の解読に成功し、すべての船の位置をつきとめたからだ。<sup>14)</sup>

以上は、ドイツと東アジアとの間の交易ではなく、専らドイツと日本との間の交易であるため、ヴォールタートとの証言とは数字が食い違っている。しかし当時の日独の交易の様子を知るには、十分参考になるろう。

こうしたドイツと東アジア交易の実態に対して、ドイツ側は「成功」と自己評価していたようである。例えば、ドイツ大使館付陸軍武官クレッチマー (Alfred Kretschmer) は、国際検察局の尋問において、ドイツ経済使節団の活動に対して次のような評価を行っている。「使節団はかなりの成功を収めており、大量の原料をドイツへ輸送するために手に入れた」<sup>15)</sup>

以上はもちろんドイツ側の自己評価であるが、国際検察局側による大戦中のヴォールタートらの経済使節団の海上輸送に対する評価は、以下の通りである。「ドイツは、当然のことながら、戦時中日本から戦争遂行に不可欠な戦時物資の重要な輸出品を受け取った。ヴォールタートの使節団は最も成功した」<sup>16)</sup> こうしたヴォールタートらのドイツ経済使節団に対する国際検察局側の高い評価は、封鎖突破船を始めたドイツと東アジア間の海上輸送の責任者であった駐日ドイツ大使館付海軍武官であったヴェネカー (Paul Wencker) の尋問調書においても、見受けられる。そこにおいて、国際検察局側は「参事官ヴォールタートの使節団は、際立った成功 (eminently successful) を収めた」と評価している。<sup>17)</sup>

第二次世界大戦中においてドイツと東アジアとの交易は、東アジアからドイツへの戦時物資の輸送という点において、ドイツ側からも国際検察局側からも成功したと見なされていた点は大変に興味深い。

## (三) ローゲス商会とドイツ滞貨

既に述べたように、ナチス・ドイツと東アジアとの交易に関するドイツ側の責任者はドイツ経済使節団代表のヴォールタートであったが、実際の交易はローゲス商会 (Rogge [The Reich Office for German Economic Sales] Handelsgesellschaft G.m.b.H., Berlin) が担った。そもそも「ローゲス商会とは、ドイツ政府が所有する会社であり、ドイツ経済使節団によって日本で設立された。その本来の目的は、使節団によって選出された特定のドイツ企業を通じて戦時物資を購入することであった。ローゲス商会が扱った物資は、油脂、ココの葉、錫、生ゴム、絹、キニーネ、魚油、阿片などであった。<sup>18)</sup> ドイツ経済使節団の任務の一つは、中国や日本における特定のドイツ企業を通じて重要な原料の購買を組織しかつ統制することであった。これらの企業は、商品の種類によって様々な「リング (Ring)」に組織された。<sup>19)</sup> ドイツへ輸送できない品物は日本の半官の日本の組織に売られた。<sup>20)</sup> こうした目的を達成し、任務を果たすために、ドイツ経済使節団はローゲス商会を設立し、その駐日代表としてヴォイト (Alfred H. Woidt) を任命した。ローゲス商会を日本に設立すると同時に、ドイツ政府はローゲス商会の日本代理店として、ドイツに本店を置くハーマツヒャー商会 (H. W. Hamacher & Co., Berlin) を選出した。ハーマツヒャー商会は日本に居住していたウムバウ (Hans Umbhau) をその代表として指名した。一九四一年六月の独ソ戦勃発以降、ウムバウはローゲス商会とハーマツヒャー商会の代理人として、ドイツの封鎖突破船のための運送業者並びに荷揚げ業者として行動することになった。<sup>21)</sup>

日本政府は、ローゲス商会が関心を抱く商品の売買において、その代理として武田薬品工業と交易営団を指名した。<sup>22)</sup> ドイツ降伏後、ドイツ滞貨の売買においては主にローゲス商会と交易営団との間で契約がなされることになる。

ドイツ滞貨はそもそもローゲス商会が戦時中に、東アジア各地で買い付けた重要物資で、戦況悪化の為、ドイツ本国へ輸送することができず、横浜、神戸、大連等に保管していたものであるが、一九四四年一月頃、日独両国政府の話し合

の結果、このドイツ滞貨を日本の緊急需要に役立たせることになった。そのため、ドイツ側は業務をローゲス商会の駐日代表のヴォイトに委ね、日本側は交易営団を指定買上機関とした。これを受けてヴォイトはその実務をウムバウに代行させたのであった。そしてドイツ滞貨の買上は、第一次買上契約が一九四四年三月一五日に行われた。その後も引き続き買上契約が行われ、一九四五年五月三日までに計八回にわたり買上が行われた。<sup>23)</sup>

交易営団は、交易業務の統制と重要物資の保管を目的として、一九四三年三月の交易営団法、四月の交易営団法施行令の公布を受けて、六月に設立された。海上輸送が停滞すると、日本国内の輸出入物資の滞貨が大きな問題となった。その主な滞貨には二種類あり、「ドイツ滞貨」と一般交易滞貨であった。この場合の「ドイツ滞貨」は、税関等に滞貨しているドイツ向けの物資であり、その大半は陸海軍、農水省関係配給機関に売り渡された。<sup>24)</sup>この「ドイツ滞貨」と称された滞貨にはそもそも二種類あった。一つは対ドイツ輸出入物資で、日本側保有の滞貨である。もう一つは、ドイツが東アジア各地で買い付けた重要物資で、ドイツへ輸送できずに保管されていたドイツ側保有の滞貨である。交易営団は、ドイツ向けの日本側保有の滞貨と並んで、ドイツ側保有の滞貨をも取り扱っていた。本論では引き続き、後者の意味でのドイツ滞貨を取り上げ、そのゆくえについて検討していく。

## 二 ドイツ降伏後におけるナチ阿片のゆくえ

### (一) 奉天のナチ阿片と関東軍

一九四五年五月八日、ナチス・ドイツが無条件降伏をした。それを受けてドイツ経済使節団代表のヴォールタートは、同年五月一二日に外務省戦時経済局長澁澤信一と話し合いを行っている。<sup>25)</sup>それを受けて五月一六日付でヴォールタート

表 3：1945年2月28日時点での阿片の保管場所とその量（トン）

日本	潜水 艦上	昭南	ペナン	ジャカ ルタ	スラバヤ	バン コク	サイ ゴン	上海	奉天
4	4	14	-	0.2	1.5	-	-	-	10

出典：,Abschrift: Übersicht über in Ostasien befindliche Waren' 「3. 対独諸条約に対する措置」(外務省外交史料館 A-7-0-0) 所収：アジア歴史資料センター (JACAR) レファレンスコード (Ref.) [B 02032982200] より筆者作成。

は濞澤宛に書簡を送付し、ドイツ滞貨の概況について資料を添付して伝えている。そこにおいて、ヴォールタートは一九四五年二月二八日時点におけるドイツ滞貨について詳細な表を添付している。そのなかで阿片についても報告しており、その箇所を表にしたのが表 3 である。

以上のように大戦末期には、ドイツ滞貨としての阿片三三・七トンが東アジアの各地で保管されていたのであった。これらの阿片は「満」独協定によるものと考えられるが、昭南、ジャカルタ、スラバヤなどが阿片交易の中継地点となっており、昭南に一四トンもの阿片が保管されていたのは興味深い。この表の中で「満洲国」と日本においてドイツ滞貨としての阿片が保管されていた場所が、奉天と神戸であった。奉天の一〇トンはヴォールタートによると第四次「満」独協定によって引き渡されたものであった。<sup>26)</sup> 以下では奉天と神戸に保管されていたドイツ滞貨としての阿片のゆくえを追ってみることにしよう。

ヴォールタートは五月一七日付の濞澤宛の書簡の中で、既にウムパウの横浜事務所に通話して、ウムパウ事務所の神戸支店の方で日本側が要求する物資を受領書と引き換えに渡すように指令したと伝えている。<sup>27)</sup> さらにヴォールタートは五月二一日付の濞澤宛の書簡の中で、一九四五年四月三〇日現在の横浜と神戸に保管されているドイツ滞貨のリストを送付していた。<sup>28)</sup> こうしてドイツ降伏後においても引き続きヴォールタート主導の下、ドイツ滞貨の日本への売却がなされることになったのである。奉天の阿片もドイツ滞貨の売却の流れのなかで日本側に引き渡されることになる。

既に述べたように、この奉天の阿片は第四次「満」独協定に基づくものである。ヴォールタートによると、この奉天の阿片は「満」独協定に基づいてローゲス商会の契約の下、奉天の

説 論  
カルロヴィッツ商会 (Carlowitz & Co.) が主導する在「満」の「阿片リング」に買わせたものであった。<sup>29</sup> しかも当時  
奉天には駐「満」ドイツ公使館によって阿片専用の特別倉庫が設立されていた。<sup>30</sup> この奉天の阿片は、ドイツ降伏後約一  
カ月後に「満洲国」の関東軍が引き受けることになった。これについては、一九四五年六月七日付の澁澤からヴォール  
タート宛の書簡が次のように明確に述べている。

「……」

「……」在本邦獨側保有物資ノ引受方ニ關シ通報致置キ候處今般更ニ在滿關東軍當局ニ於テハ五月十七日附貴信附屬  
品目表所掲ノ奉天ニ保管中ノ阿片約一〇噸ヲ引受クルコトト致候ニ付貴方關係者ニ右ノ趣旨御傳達相成度此段通報  
旁得貴意候 敬具

昭和二十年六月七日

外務省戰時經濟局長 澁澤 信 一

獨逸經濟使節團

『スタートラート、ウォールタート』 貴下<sup>31</sup>

その後、六月一五日に陸軍軍務課から戰時經濟局第二課長宛に「在本邦獨側保有物資ノ活用ノ件」と題する、以下の  
書簡が送付されている。

「首題ノ件五月十九日打合ノ分及六月七日戰経ニ秘合第二三八号ノ分共陸軍トシテ全部利用改度ニ付至急取計相成  
度

追テ戰経ニ秘合第二三八号中、『カノコサウ根（……）阿片（……）パントボン』等ハ陸軍ニ於テ獨側商社ト打合せ防  
衛分散セルモノアルニ付申添フ<sup>32</sup>

このように、在「満」の関東軍が引き受けることになった阿片は、ドイツ側の商社と打ち合わせて「防衛分散」され  
ることになったのであった。それでは、神戸の阿片四トンはどうなったのであろうか。

## (二) 神戸のナチ阿片と交易営団

ヴォールタートが濫澤に提示した表3における日本の阿片四トンとは、神戸三井信庫の倉庫に保管されていた阿片三・八六六四トンのことである。<sup>33</sup> そもそも神戸は「満」独阿片交易においては横浜と並ぶ中継港であった。この神戸の阿片は、ローゲス商会が所有していたが、<sup>34</sup> 一九四五年七月五日に大東亜省の指示に基づいて、ローゲス商会と交易営団との間で阿片売買の契約が結ばれた。<sup>35</sup> この契約に基づいて、同年七月二六日、ローゲス商会から交易営団に対して、阿片が実際に引き渡された。<sup>36</sup> こうして神戸のナチ阿片約四トンは、ローゲス商会から交易営団へ引き渡されたのであった。しかし、輸入手続きが未了であったため、この神戸のナチ阿片約四トンは引き続き神戸三井信庫の倉庫に保管されたままであった。そうしたなか、交易営団は、空襲やその他の理由によって阿片が損傷する虞があることから、阿片を安全な場所に疎開させようと画策していた。<sup>37</sup> その間、日本は八月一五日を迎えることになるが、交易営団は、阿片の輸入手続きが未了にも拘わらず、特別に許可を得て阿片を別の場所に移動することになった。<sup>38</sup> こうして八月二三日に交易営団は、武田薬品工業に阿片約四トンの輸送と保管を委託した。その結果、阿片約四トンは兵庫県川辺郡中谷村広根「ニシオコタ九号」の個人所有の倉庫に保管されることになった。<sup>39</sup> 保管の期限は一九四五年八月二三日から一九四六年二月二二日までの六カ月間であった。<sup>40</sup>

こうしてナチ阿片は、兵庫県川辺郡中谷村広根の個人所有の倉庫に保管されることになった。そうしたなかで一九四五年一〇月六日に連合国軍最高司令官は、SCAPIN 九八を出した。それによって日本政府は、貯蔵されている全麻薬に関して、形態、外觀の型、所在、所有者の如何に関わらず、各植物の麻薬加工の能力、各タイプの麻薬の各年の製造や消費量全体について示した統計を報告するように命じられた。<sup>41</sup> さらに一〇月一二日のSCAPIN 一三〇及び十一月二日のSCAPIN 一二九によって、連合国軍最高司令官のみがこれら麻薬のストックを動かしたり、売った

り、使ったり、あるいは処分したりする権限を有するとされた。<sup>42)</sup> また一〇月一六日付でGHQから「阿片及び麻薬の製造販売禁止規制 (The Freezing Regulation for Opium and Drug of Narcotics)」に関する指令が出された。<sup>43)</sup> このように、日本において貯蔵されていた阿片はGHQの管理下に置かれることになった。

そうしたなか一九四五年一〇月二四日に厚生省から武田薬品工業に対して、交易営団所有のナチ阿片を武田薬品工業が保管することに対して書面による許可が出された。<sup>44)</sup> これを受けて、武田薬品工業は兵庫県川辺郡中谷村広根の個人所有の倉庫に保管されていた阿片の保管許可を厚生省から得たことを交易営団に伝えた。<sup>45)</sup> こうして神戸のナチ阿片は、交易営団によって所有され、武田薬品工業にその管理が委託され、厚生省の許可を得て、上記の個人所有の倉庫で引き続き保管されたのであった。

### (三) アメリカ陸軍による阿片の押収

一九四五年一二月三一日、兵庫県川辺郡中谷村広根の個人所有の倉庫に保管されていた阿片約四トンが、突如アメリカ陸軍第三三師団所属の兵士らによって押収された。この押収は、一〇月一六日付で出された「阿片及び麻薬の製造販売禁止規制」に関する指令に基づくアメリカ陸軍第三三師団の命令によるものであった。<sup>46)</sup> 翌一九四六年一月八日付で、武田薬品工業は交易営団に対して、保管していた阿片が米軍によって押収されたことを報告した。そこにおいて、「われわれは適切な受領書を要求しましたが、受領書と同様のものを得ることに失敗しました。ただ単に『物資は適切に受領した。必要あらば、第三三師団に申し出よ』と兵士らに命令されただけでした。」と報告している。<sup>47)</sup>

武田薬品工業から報告を受けた交易営団は、一九四六年一月一〇日に当時兵庫県を管轄していた第三一軍政部司令部のウェイブル (Weible) 少将へ事実の照会を行った。そこにおいて、交易営団神戸支部は、以下のような内容の照会

を行った。

「阿片の引き渡し（八〇箱・三、八六六・四キログラム）の件

光栄にも、先月三二日に下記の物資が貴下の軍隊によって持ち出されたことについて貴殿に報告させて頂きます。

阿片、八〇箱、三、八六六・四キログラム、標識M

〔…〕方倉庫

中谷村広根

兵庫県川辺郡

〔…〕上記の物資が、問題となった引き渡しの際に同行していた下記の名前の将校によって適切に搬出されたという事実を貴殿が文書で確認していただけると大変有難く存じます。

第三三師団司令部

P・F・C・ラルフ・マルテン (Ralph Marten) 殿

トラック車両番号三三一一二二二一、SV一七、U.S.A. 四九四八五〇<sup>(48)</sup>

これに引き続き、交易営団は、同年一月一九日に再度、第三二軍政部に対して同様の内容の照会を行った<sup>(49)</sup>。しかし、その後しばらくは回答がなく、交易営団は四月二六日付で再び、第三一軍政部に最初に送付した一月一〇日付の照会の複写を添付して、軍政部に事実の照会を行った<sup>(50)</sup>。

こうしたなか、ついに第三一軍政部司令部からの回答が一九四六年五月七日付で交易営団へ届けられた。そこでは、八〇箱の阿片の搬出に関して、調査が終わり次第すぐに、阿片の搬出に関する確認書を交易営団に送付することが記されていた<sup>(51)</sup>。その結果、同年六月二四日に第三二軍政部司令部から交易営団に対して「アメリカ陸軍によって受領された八〇箱があったことを確認する」という内容の確認書が送付されたのであった<sup>(52)</sup>。こうして一九四五年一月三一日にア



説  
論  
アメリカ陸軍によって押収されたナチ阿片は、約半年後に、ようやく第三一軍政部司令部によって正式に確認されたのであった。

なお、アメリカ陸軍によって押収された阿片八〇箱は、その後大阪造幣局に保管されたようである。この点は一九四六年六月の時点で確認できる。そもそも大阪造幣局はアメリカ軍の管理下にあり、そこには阿片の他、金や銀などの貴重品が保管されていた模様である。<sup>(53)</sup>

### 三 GHQ民間財産管理局から通商産業省へ

#### (一) 通商産業省と阿片

それでは、アメリカ陸軍によって押収されたナチ阿片は大阪造幣局に保管された後、一体どうなったのであろうか。

押収されたナチ阿片は、しばらくは大阪造幣局に保管されていたようであるが、一九四八年七月二一日にGHQの民間財産管理局 (Civil Property Custodian) が調査した時点では、大阪造幣局の記録にはナチ阿片に関する受領記録等は残されていなかったようである。<sup>(54)</sup>その後、経緯は不明であるが、ナチ阿片は大阪の大日本製薬会社の大阪プラントの倉庫に移された。その際、ナチ阿片の管理は、現地のアメリカ陸軍からGHQの民間財産管理局に移行していた。そうしたなかで一九五〇年九月に入ると、GHQと一九四九年五月二五日に発出した通商産業省との間で、ナチ阿片の売買契約が持ち上がったのであった。<sup>(55)</sup>

そもそも一九五〇年二月七日に、厚生省の麻薬保管庫に所蔵されていたオランダ領東インド産と思われる阿片八四、四八六・九グラムがGHQからオランダ政府に返還された。これを受けて、同年二月二八日付でオランダの賠償・返還

代表団はこの阿片の買い取りを通商産業省に直接要求した。<sup>(56)</sup>そこで、通商産業省は四月一日GHQの経済科学局(Economic and Scientific Section)にオランダの要求を受け入れる用意があることを伝えるとともに、その許可を求めた。<sup>(57)</sup>その結果、経済科学局は許可を与えた模様であり、六月三日には、阿片輸入の契約書の草案が通商産業省から経済科学局に送付された。<sup>(58)</sup>

さらには阿片二一、一四六・四一九キログラムとモルヒネ二一四・六二キログラムが中華民国に対しても同様に返還された。これを受けて、通商産業省は一九五〇年五月一二日に阿片の購入に関する覚書を中国使節団に送っており、同年六月一六日には、中国使節団が中国の賠償・返還代表団の代理としてこれを承諾する旨を伝えた。<sup>(59)</sup>こうして、通商産業省は、オランダと中華民国から阿片を購入することになったのであった。

その際、GHQは「SCAP商業勘定(SCAP Commercial Account)」を融通して通商産業省に阿片を購入させる予定であった。そもそも当時の通商産業省は法的に外貨獲得のための予算割当がなく、自らが自由に海外から輸入を行うことができなかった。そのために、通商産業省に外貨を直接割り当てるか、外貨獲得のための予算を新たに組むか、「SCAP商業勘定」を使わせるかが選択肢としてGHQ内で議論されていた。そのなかで、「SCAP商業勘定」を通商産業省に使用させることが経済科学局によって提案されていたのであった。<sup>(60)</sup>こうしたなか、通商産業省はナチ阿片をもGHQによって購入させられることになる。

一九五〇年九月七日においてナチ阿片を保管する民間財産管理局と通商産業省との間で阿片の売買契約の概要が既に作成されている。それによると、売り手が民間財産管理局であり、買い手が通商産業省であり、内容は「ドイツ所有の」阿片「三八六六・四〇〇」キログラム、金額は五三、二七八・九九米ドル(円換算で一九、一八〇、四三六・四〇円)であった。その際買い手は契約品を取得した日から一五日以内に売り手に対して、米ドルでニューヨークの銀行に銀行手形を振り出すことになっていた。<sup>(61)</sup>ここで興味深いのは、戦時中においてローゲス商会から交易営団に引き渡され

た阿片が、「ドイツ所有」とみなされていたことである。本来ならばこの阿片は交易管団所有のはずである。そのためこの阿片は、阿片・麻薬の取締に関する一連のSCAPINの指令に基づいてアメリカ陸軍によって押収されたのである。それが一九五〇年九月の時点では、日本側の所有ではなく、「ドイツ所有」とみなされ、いわばドイツ滞貨として取り扱われていたのである。それでは、なぜこの阿片はドイツ滞貨として見なされたのであろうか。

戦時中確かにナチ阿片は交易管団に引き渡された。しかし、実はナチ阿片の代金はローゲス商会側には支払われていなかったのであった。<sup>(62)</sup> その結果、アメリカ陸軍によって押収された阿片は、ローゲス商会の所有とみなされるに至ったのである。そのためナチ阿片は、日本国内のドイツ在外財産として取り扱われた。

そもそもドイツ在外財産は、一九四五年一月三〇日に出された連合国管理理事会法第五号 (Allied Control Council Law No.5) の適用を受けた。同法は、ドイツ政府とナチ党の指導者及び組織という特別な範疇に該当するものの財産を没収及び差し押さえることを指示した。しかし同法は一九三九年以降にドイツ国外に居住したドイツ人個人には適用されなかった。<sup>(63)</sup> その一方で同法は、管理理事会内にイギリス、アメリカ、フランス及びソ連の占領軍の代表からなるドイツ在外財産委員会 (German External Properties Commission) を設置し、ドイツ国民及びドイツの法人のドイツ国外の財産は当該委員会に帰属すると定めていた。その際、管理理事会法第五号の規定によると、ローゲス商会所有とみなされたナチ阿片は「ドイツ国の法令によって設定されもしくはドイツに本店または主たる事務所を有する法人その他の団体により所有または支配されているドイツ国外にある財産」に該当した。その後、管理理事会法第五号は改正され、これに基づいて一九四六年に五月一〇日にドイツ在外財産委員会規則第一号が制定された。この規則によると、ドイツ国外にある財産は、その財産を所有または支配する者が、「好ましい (unobjectionable) ドイツ人」であるか、またはドイツによって併合された国の国籍を有する場合を除いて、すべてドイツ在外財産委員会に帰属することになったのであった。<sup>(64)</sup>

こうしたなか、一九四九年一月三日連合国軍最高司令官は、SCAPIN11051、すなわち「アメリカ合衆国国民、連合王国国民およびフランス国民が、日本国内の旧ドイツ財産のある種の分類の所有者であることの通知 (Notification that the United States, United Kingdom and France are Owners of Certain Categories of Former German Property in Japan)」に関する覚書を出し、日本国内のある種の分類のドイツ在外財産は、アメリカ合衆国、イギリス及びフランスの三カ国によって所有され、連合国軍最高司令官が三カ国の受託者としてドイツ在外財産の所有権及び管理権を行使する権限を有する旨、通告したのである。<sup>(66)</sup> それ故、連合国軍最高司令官が三カ国の受託者として、ドイツ在外財産であるナチ阿片の所有権及び管理権を行使することになったのであった。

(二) GHQ民間財産管理局から通商産業省へ

以上のようにナチ阿片は、日本国内のドイツ在外財産としてみなされ、連合国軍最高司令官の所有権及び管理権下にあった。このドイツ在外財産のナチ阿片を通商産業省は、結局、厚生省の医薬品購入予算を使って民間財産管理局から購入することになった。<sup>(67)</sup> その際、GHQは通商産業省とのナチ阿片の売買契約を、一九四七年六月二八日のSCAPI N-14055-Aの「日本における麻薬製造に関する許可 (Authorization to Manufacture Narcotics in Japan)」<sup>(68)</sup> に基づいて、一九五〇年一月二〇日に正式に承認した。<sup>(69)</sup> こうして一九五〇年一月二三日にナチ阿片の売買契約が連合国軍最高司令官代理と日本政府代理の通商産業省との間で正式に成立したのであった。

契約書の内容を紹介すると、まず契約書は英文で書かれ、契約のタイトルは「輸入契約」とされている。レターヘッドは「通商産業省・日本政府代理」と記載され、宛先はGHQの民間財産管理局であった。契約番号は「一三四一」である。「輸入契約」の対象は「生阿片」と明記され、買い手が日本政府代理である通商産業省、売り手は民間財産管理

局である。売買される生阿片の内訳については、「モルヒネ含有率一〇・六％の生阿片三八六六・四キログラム」と明記され、「上記の生阿片は、ドイツ所有のものであり、現在日本国大阪の大日本製薬会社の大阪プラントの倉庫に保管されている」と明記されている。納品についてであるが、「納品はできるだけ早くなされなければならないが、一九五〇年一〇月三十一日以降であってはならない。」と記されている。次に支払いについてであるが、「買手は売り手に対して、〔…〕総額五三、二七八・九九〔USDollar〕を、ニューヨークの銀行に振り出された銀行手形で、支払うこととする。」とされた。この契約書には、三名によって署名がなされており、右下に通商産業省の代表として「T・イトウ〔T. Itoh〕」の署名が、一九五〇年一〇月七日付でなされている。左下には民間財産管理局の代表として「E・D・ミラー〔E. D. Miller〕」による署名が、一九五〇年一〇月二〇日付でなされている。そのすぐ下にはこの契約を承認するものとして、連合国軍最高司令官の名の下、経済科学局の外国貿易課長である「R・W・ヘイル〔R. W. Hale〕」による署名が一九五〇年一〇月二三日付でなされており、この日付がこの契約の成立日であることが明記されていた。<sup>(7)</sup>

こうしてナチ阿片の売買契約がGHQと通商産業省との間で正式に成立したのであった。

### (三) ナチ阿片の売上金のゆくえ

阿片の「輸入受領書」が一九五〇年一月八日付で通商産業省からGHQの民間財産管理局宛に送付された。そこでは、冒頭で「一九五〇年一月八日に日本国大阪の大日本製薬会社の大阪プラントの倉庫でGHQ/SCAPの民間財産管理局から日本政府によって受領された」生阿片として「三、八六六・四キログラム」が記載されるとともに、外国為替による価格「五三、二七八・九九ドル」が明記された。その上で、「上記の品物を記述された通りの量並びに状態のまま受領したことをここに証明致します」と記され、「T・ヤスカワ〔T. Yasukawa〕」の署名で締めくくられてい

史料 1

25 年 12 月 21 日  
小切手番號  
第 LD 398 號

領 収 書

¥ 19,236,379.33 圓

但し Tripartite Trustee Dollar s/c  
c/o Civil Property Custodian に對する  
Manager's Check 米貨五万參千貳百七拾八弗  
九拾九仙也の圓貨代り金

昭和廿二年十二月廿一日

受取人 株式會社東京銀行本店營業部  
部長代理

與 田 信 一 印

厚生省支出官殿

出典：「株式会社東京銀行本店營業部部长代理與田信一より厚生省支出官宛領収書、昭和 25 年 12 月 21 日 (COPY)」GHQ/SCAP, Records, Economic and Scientific Section, Restituted Opium, Civil Property Custodian - Germany, Feb. 1950 - Dec. 1950, ESS(B)-04491 (マイクロフィッシュ請求番号)：国立国会図書館憲政資料室蔵。

た。<sup>71)</sup>

GHQ の民間財産管理局から一月八日にナチ阿片を契約通り受領した通商産業省は、受領して一五日以内に、指定されたニューヨークの銀行に五三、二七八・九九米ドルの銀行手形を振り出さなければならなかった。この場合、通商産業省が銀行手形を振り出すように指定されたニューヨークの銀行とは「SCAP 商業勘定」があるナショナル・シティー・バンク・オブ・ニューヨーク (National City Bank of New York) であつたと考えられる。そもそも一九四九年一月三日の SCAP IN-1051 以降、米英仏三カ国の受託者である連合国軍最高司令官によつて所有されかつ管理されていたドイツ在外財産は売却された後、その売上金額はナショナル・シティー・バンク・オブ・ニューヨークにある米英仏の「三カ国受託勘定 (Tripartite Trustee Account)」に預金されていた。<sup>72)</sup> 「三カ国受託勘定」は、管理理事会法第五号の趣旨の範囲内のでかつての個人、会社及び政府機関が所有する資産とかかる人及び機関が所有する財産の完売から生ずる売上金額から成つていた。特にドル、

ポンド及び円勘定の総額は、一九五〇年四月一日の時点で、それぞれ約四九万八〇〇〇ドル、一四〇〇ポンド及び一億一二三〇万円であった。<sup>(7)</sup> こうしてナチ阿片の売上金は、米ドルの銀行手形で連合国軍最高司令長官が受託者として管理するナショナル・シティー・バンク・オブ・ニューヨークの「三カ国受託勘定（ドル）(Tripartite Trustee Account [Dollars])」に支払われることになったのであった。

事実、ナチ阿片の売上金は、厚生省から東京銀行を介して、「三カ国受託勘定（ドル）」に支払われた模様である。これについては、一九五〇年二月二一日付の厚生省支出官宛の東京銀行発行の領収書（写し）が残されている。それが史料 1 である。

こうして、第二次世界大戦末期のドイツ滞貨としてのナチ阿片は、一九五〇年に G H Q 民間財産管理局から通商産業省へと売り渡され、その購入代金は連合国軍最高司令官が管理する「三カ国受託勘定（ドル）」（史料 1 では、「Tripartite Trustee Dollar s/c」と表記されている）へと支払われたのであった。結局、G H Q は交易営団から押収したナチ阿片を厚生省の予算を通じて通商産業省に買わせ、そのカネは実質的に連合国軍最高司令官に渡ったといえよう。

## おわりに

以上が、戦中・戦後における阿片をめぐるドイツ、「満洲国」、日本、G H Q を始めとした欧亜関係の一断面である。ナチ阿片は、そもそも「満」独協定に基づいて「満洲国」からナチス・ドイツへ輸出されたものである。大戦末期において、ドイツ本国への戦時物資の輸送が困難になると、それらはドイツ滞貨として八回に渡り、日本に売り渡された。ドイツが降伏した後も、ドイツ経済使節団代表のヴォールタートは、在日ドイツ人の生活を保障するために、ローグス商会の駐日代表であるヴォイトヤその実務を代行したウムパウを通じて、ドイツ滞貨を交易営団に引き渡す契約を結ん

ていた。そのなかで阿片もドイツ滞貨として日本に譲渡された。

ドイツ降伏後、「満洲国」と日本におけるナチ阿片は奉天の阿片専用の特別倉庫と神戸の保税倉庫に保管されていたが、奉天の阿片一〇トンは、在「満」の関東軍が引き受け、「防衛分散」されることになった。神戸に保管された阿片四トンは、大東亜省の指示の下、ローゲス商会と交易営団との間で売買契約がなされ、交易営団に引き渡された。

日本降伏後、このナチ阿片は神戸三井信庫の倉庫から兵庫県川辺郡中谷村広根の個人所有の倉庫に移送されたが、その際交易営団によって武田薬品工業に阿片の輸送と保管が委託された。一九四五年一〇月六日に連合国軍最高司令官は、SCAPIN一九八を通じて日本政府に対して貯蔵されている全麻薬の製造と消費量全体を示す統計を報告するように命じた。さらに同年一〇月一二日のSCAPIN一三〇及び十一月二日のSCAPIN二二九によって、連合国軍最高司令官だけが全麻薬の移動、売買、使用、処分の特権を持つことになった。また同年一〇月一六日付でGHQから「阿片及び麻薬の製造販売禁止規則」に関する指令が出された。そうしたなか同年二月三日にナチ阿片が、アメリカ陸軍第三三師団によって押収された。阿片は大阪の造幣局に移され、その後、大日本製薬会社の大阪プラントの倉庫に保管された。

一九四九年一〇月一三日に連合国軍最高司令官はSCAPIN二〇五一を出し、ドイツ在外財産は米英仏の三カ国によって所有され、連合国軍最高司令官が三カ国の受託者としてドイツ在外財産の所有権及び管理権を行使する権限を有する旨を通告した。この権限に依拠してGHQはナチ阿片を処分することになる。というのも、交易営団はローゲス商会に対してナチ阿片の代金を支払っておらず、そのためナチ阿片はドイツ在外財産とみなされたからである。一九五〇年九月に入ると、GHQと通商産業省との間で、ナチ阿片の売買契約が持ち上がった。結局、通商産業省は厚生省の医薬品購入予算を利用してGHQ民間財産管理局からナチ阿片を購入することになった。一九五〇年一〇月二三日にはついにGHQ民間財産管理局と通商産業省との間でナチ阿片の売買契約が成立した。こうしてナチ阿片は通商産業省へ



と売り渡された。その購入代金五三、二七八・九九米ドルは連合国軍最高司令官が管理するナショナル・シティー・バンク・オブ・ニューヨークの「三カ国受託勘定（ドル）」へ東京銀行を通じて支払われた。結局、G H Qは交易営団から押収したナチ阿片をドイツ在外財産として厚生省の予算を通じて通商産業省に買わせ、そのカネは連合国軍最高司令官が管理する口座に渡ったといえよう。

以上のように、大戦末期において「満」独協定に基づいて「満洲国」から輸入されたナチ阿片の一部は、ドイツ滞貨として交易営団に引き渡され、大戦終了後G H Qによって押収され、最終的にドイツ在外財産として通商産業省によって購入されたのであった。一方、ナチ阿片の売上金は、連合国軍最高司令官が管理する口座に支払われたのであった。この口座に支払われたカネがその後一体どのように使用されたかは、不明である。これの追究については、今後の課題としたい。

(1) 熊野直樹「バター・マーガリン・満洲大豆―世界大恐慌期におけるドイツ通商政策の史的展開―」熊野直樹・柴尾健一・山田良介・中島琢磨・北村厚・金哲『政治史への問い／政治史からの問い』法律文化社、二〇〇九年、一七一―一七二頁。大戦期における「満洲国」とナチス・ドイツとの阿片交易の実態については、「第二次世界大戦期の「満」独通商関係 満洲大豆から阿片へ」というタイトルの別稿を予定している。

(2) ドイツ経済使節団は、一九四一年の来日当初は、Deutsche Wirtschaftsdelegationと称していたが、その後、Deutsche Delegation für Wirtschaftsverhandlungen in Ostasien（在東アジアドイツ経済交渉使節団）と改称された。しかし、日本側では引き続きドイツ経済使節団という名称が使用された。それ故、本論でも便宜上、ドイツ経済使節団という名称を用いることにする。

(3) 例えば、児玉誉士夫の阿片マネーとG H Qとの関係については以下の記事を参照。  
「さらに近衛連隊所属だったある元陸軍関係者は、当時、児玉からこう聞かされたという。

『天皇陛下の訴追を免れるために、東條（英機）先生は自分の命を差し出したが、自分はカネを差し出した。たぶんマッカーサーの選挙資金にでも使われたはずだ』

「…」謎は結局、児玉とアメリカ軍政部の「目に見えない糸」に行き着く。「二ニッポン戦後史の謎第五回 初公開！ 昭和の黒

- 幕「児玉誉士夫の尋問調書全文」『FRIDAY』一九九八年二月一八日号、六一頁。因みに初公開とされる児玉の尋問調書は、既に一九九三年に粟屋憲太郎・吉田裕(編集・解説)『国際検察局 (IPS) 尋問調書』第二五巻、日本図書センター、一九九三年に収録され、公刊されている。
- (4) Chapman, John W.M.: Ultrarationalism in German-Japanese Relations, 1930-45. From Wencker to Sasakawa, Kent: Global Oriental, 2011, p.150.
- (5) 例えば、戦争経済史研究の先駆者であるベッツィーナは、第二次世界大戦勃発以降、生ゴムはもはや輸入されなくなったが、合成ゴムの増産によってゴム不足は解消されたと述べている (Petzina, Dieter: Autarkiepolitik im Dritten Reich. Der national-sozialistische Vierjahresplan, Stuttgart 1968, S.19)。ここでは、ドイツのアウトタルキー政策が強調されるあまり、大戦中、ドイツが東アジアから生ゴムを始め必要物資を依然として輸入していた事実が完全に等閑視されている。こうしたベッツィーナの観点は、ドイツ側の戦争経済史研究において継承されていったといえる。
- (6) 'Staatsrat WOHLTAT [sic] (USA educated)' 前掲『国際検察局 (IPS) 尋問調書』第四二巻、五九頁。
- (7) 以上の叙述は、ヘルムート・ウォールター「一九三八年―一九三九年に於ケルドイツノ南極探検」日独出版協会『ドイツ』一九四一年八月上旬号、六八頁による。
- (8) 尾上正男『独ソ不可侵条約論』有信堂、一九六二年、二五三―二五八頁。
- (9) Drews, Joachim: Die „Nazi-Bohne“, Anbau, Verwendung und Auswirkung der Sojabohne im Deutschen Reich und Südosteuropa (1933-1945), Münster 2004, S.232, Ann.170.
- (10) Ebdenda. 外務省情報部『國際月報』第三九号(自五月上旬至六月上旬)、昭和十五年八月二十五日、二五頁。
- (11) 'FILE NO.:334. Report by L.H.Barnard. RE: Staatsrat WOHLTAT (sic), DATE:18 January 1946.' 前掲『国際検察局 (IPS) 尋問調書』第四二巻、六三頁。
- (12) 'REPORT OF INTERROGATION of HELMUTH WOHLTHAT' 前掲『国際検察局 (IPS) 尋問調書』第四二巻、六五頁。ドイツ潜水艦史の専門家であるミラーは、一九四一年一月から一九四三年二月の期間中に二一隻の封鎖突破船がヨーロッパから極東へ発航し、一五隻が日本に五六、〇〇〇トン供給し、逆方向の交通は三五隻からなり、ヨーロッパに到着したのは、一六隻で一〇、八〇〇トンをもたらしたと述べている。この点でウォールターの見解と大体一致する。因みに、貨物の内容はミラーによると、油脂四九、〇〇〇トン、ゴム四四、〇〇〇トン、各種金属四、八〇〇トン、混載貨物一三、〇〇〇トンであったという。ミラーはまた、ドイツ側はゴムあるいはビスマス、セレンウム、セシウムといった金属類、キニーネや阿片など医療品を求めていたと指摘している。Miller, David: U-Boats. The Illustrated History of the Raiders of the Deep, Washington, D.C.:

- Brassey's, 2000, p.160: D・ミラー、岩重多四郎訳『Uボート総覧―図で見る「深淵の刺客たち」発達史―』大日本絵画、二〇〇一年、一五六頁。
- (13) 'REPORT OF INTERROGATION of HELMUTH WOHLTHAT' 前掲『国際検察局 (IPS) 尋問調書』第四二巻、六五頁。
- (14) エルヴァイン・ヴィッケルト、佐藤真知子訳『戦時下のドイツ大使館 ある駐日外交官の証言―』中央公論社、一九九八年、七八頁。
- (15) 'REPORT OF INTERROGATION OF ALFRED KRETSCHMER' 前掲『国際検察局 (IPS) 尋問調書』第五〇巻、三八三頁。
- (16) 同書、三八四頁。
- (17) 'REPORT OF INTERROGATION of PAUL WENNEKER, ADMIRAL, GERMAN NAVY, NAVAL ATTACHE, GERMAN EMBASSY IN JAPAN' 前掲『国際検察局 (IPS) 尋問調書』第五〇巻、三九〇頁。
- (18) SUBJECT: Certification Report on Vestible Assets of ROGES also known as The Reich Office for Economic Sales and Rohstoff Handelsgesellschaft G.m.b.H. (Raw Material Trading Co., Ltd), 21 November 1951, p.1, in: GHQ/SCAP, Records, office of Civil Property Custodian, Roges (G.m.b.H.) (Hans Umbhau) May 1945-Jan. 1946, CPC-40734 (マインロンメント請求番号) : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (19) リンクについては、柳澤浩『ナチス・ドイツと資本主義―日本のモデルへ―』日本経済評論社、二〇一三年、第一部第五章、特に一七七頁以下を参照。
- (20) *Ibid.*, p.1.
- (21) *Ibid.*, p.2.
- (22) *Ibid.*, p.3.
- (23) 「昭和二十六年四月十四日神戸地方検察庁検事正川又甚一郎 CPC 御中旧ドイツ人所有錫の不正処分に関する通報」GHQ/SCAP, Records, office of Civil Property Custodian, Hans Umbhau - Property Adminstrated by Hans Umbhau, Listed by Item (Roges & Others), # 3, 1945/09-1951/10, CPC-40726 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (24) 以上の叙述は、鴨井一司「戦時貿易統制における交易営団の役割」原朗・山崎志郎編『戦時日本の経済再編成』日本経済評論社、二〇〇六年、八六、一〇六頁並びに山本有造『大東亜共栄圏「経済史研究」名古屋大学出版会、二〇一一年、一〇九頁によろ。

- (25) Wohlthat an Shibuzawa am 16. Mai 1945' 「㊦ 対独諸条約に対する措置」(外務省外交史料館A-770-0) 所収：アジア歴史資料センター (JACAR) ノンナンシローズ (Ref.) [B02032982200].
- (26) Ebenda.
- (27) Wohlthat an Shibuzawa am 17. Mai 1945' 「㊦ 対独諸条約に対する措置」所収：JACAR Ref. [B02032982200].
- (28) Wohlthat an Shibuzawa am 21. Mai 1945' 「㊦ 対独諸条約に対する措置」所収：JACAR Ref. [B02032982200].
- (29) Wohlthat an Ministerialdirektor am 3. Juli 1945' 「㊦ 対独諸条約に対する措置」所収：JACAR Ref. [B02032982400].
- (30) 日本帝国主義侵華档案資料選編『東北経済掠奪』北京、中華書房、一九九一年、八一九頁、馬模貞主編『中国禁毒史資料』一九九一年・一九四九年』天津、天津人民出版社、一九九八年、一五二〇頁。
- (31) 『海軍信一ナリウォールター宛書簡』(一九四五年六月七日)「㊦ 対独諸条約に対する措置」所収：JACAR Ref. [B02032982300].
- (32) 『軍務課江川少佐より戦時経済局第二課長宛書簡』(一九四五年六月一日)「㊦ 対独諸条約に対する措置」所収：JACAR Ref. [B02032982300].
- (33) The List of German Stockpiles reported by ROGES follows, in: GHQ/SCAP, CPC-40734 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (34) List of German Stockpiles, in: GHQ/SCAP, Records, office of Civil Property Custodian, Roges (G.m.b.H.) (Hans Umbhan), CPC-40735 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (35) Investigation on Opium (80 cases, weighing 3,866.4 Kgs), in: GHQ/SCAP, CPC-40735 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (36) POSITION OF TOTAL CARGO HELD IN JAPAN BY HANS UMBHAU, VALUE UNKNOWN AS OF 20TH SEPTEMBER 1945, GHQ/SCAP, Records, office of Civil Property Custodian, Hans Umbhan - Duplicate Paper, May 1942 - Feb. 1950, CPC-40729 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (37) From FUJITA Heitsu, Director and Chief, Kobe Branch, Trading Corporation to Mr. KUSAKABE Shigeru, Chief, Supervision Division, Kobe Maritime Bureau, 23 August 1945, in: GHQ/SCAP, CPC-40735 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (38) Investigation on Opium (80 cases, weighing 3,866.4 Kgs), in: GHQ/SCAP, CPC-40735 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (39) Ibid.
- (40) From FUJITA Heitsu, Director and Chief, Kobe Branch, Trading Corporation to Mr. KUSAKABE Shigeru, Chief, Supervision Division, Kobe Maritime Bureau, 23 August 1945, in: GHQ/SCAP, CPC-40735 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (41) 杉山章子(解説・訳)『GHQの日本占領史第三巻 公衆衛生』日本図書センター、一九九六年、二〇五頁、二一四頁注(4)。

- 参照 'Information on Japanese Public Health' 国立国会図書館編『総司令部指令覚書類 一九四五(昭二〇)一〇月』九〇  
 ～九一頁(国立国会図書館憲政資料室蔵)。
- (42) 前掲『GHQ日本占領史第二二卷 公衆衛生』二〇五～二〇六頁、二一四頁注(5)。SCAPIN-1130に於ては、Control of Narcotic Products and Records in Japan' 前掲『総司令部指令覚書類 一九四五(昭二〇)一〇月』一五八～一五九頁を参照。
- (43) Annex No.8, in: GHQ/SCAP, Records, office of Civil Property Custodian, Roges (G.m.b.H.) (Hans Umbhau), CPC-40736 ; 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (44) From Pharmaceutical Affairs Section, Sanitary Department, Ministry of Welfare to Takeda Pharmaceutical Industry Co., Ltd., 24 October 1945, YAKU No.1429, in: GHQ/SCAP, CPC-40735 ; 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (45) From Takeda Pharmaceutical Industry Co., Ltd to Kobe Branch, Trading Corporation, 8 January 1946 (SHI-HATSU No.13), in: GHQ/SCAP, CPC-40735 ; 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (46) Investigation on Opium (80 cases, weighing 3,866.4 Kgs), in: GHQ/SCAP, CPC-40735 ; 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (47) From Takeda Pharmaceutical Industry Co., Ltd to Kobe Branch, Trading Corporation, 8 January 1946 (SHI-HATSU No.13), in: GHQ/SCAP, CPC-40735 ; 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (48) From THE TRADING CORPORATION (sic) OF JAPANESE (sic) (THE KOEKI EIDAN) KOBE OFFICE C/O DAIMARU DEPARTMENT, KOBE to His Excellency Major General Weible, ASCOMO, Kobe, the 10th Jan., '46, in: GHQ/SCAP, Records, office of Civil Property Custodian, Hans Umbhau - Property Administrated by Hans Umbhau-General and Reports, 1945/11-1948/08, CPC-40730 ; 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (49) From THE TRADING CORPORATION OF JAPANESE GOVERNMENT, KOBE OFFICE to His Excellency Major General Weible, ASCOMO, Kobe, 19th Jan. 1946, in: GHQ/SCAP, CPC-40735 ; 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (50) From THE TRADING CORPORATION OF JAPANESE GOVERNMENT (THE KOEKI EIDAN) KOBE OFFICE C/O DAIMARU DEPARTMENT, KOBE to The 31st Military Government, U.S.A., Kobe, the 26th April, 1946, in: GHQ/SCAP, CPC-40730 ; 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (51) From HEADQUARTERS 31st MILITARY GOVERNMENT HQ & HQ CO, APO 660 (Kobe, Honshu) to the Trading Corporation of Japanese Government (Koeki Eidan) Kobe Office, 7 May 1946, in: GHQ/SCAP, CPC-40736 ; 国立国会図書館憲政資料室蔵。

- (72) From 31st Mill Govt Hq & Hq Co., APO 317 to Koeki Eidan, Kobe, 24 June 1946, in: GHQ/SCAP, CPC-40736 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (73) BASIC, Ltr Fr Hq, 31st Mill Govt Hq & Hq Co, APO 660 (Kobe Honshu) Subj.: Disposition of Opium, dtd 11 June 46, in: GHQ/SCAP, CPC-40736 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (74) CIVIL PROPERTY CUSTODIAN COMPTROLLER DIVISION. Property Service Branch, 21 July 1948, in: GHQ/SCAP, CPC-40730 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (75) 通商産業省の発足に至る過程については、通商産業省通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史 第四卷—第一期 戦後復興期（3）—』財団法人通商産業調査会、一九九〇年、四一六～四三〇頁を参照。
- (76) From NETHERLANDS REPARATIONS AND RESTITUTION DELEGATION to Ministry of International Trade and Industry, 28th, February, 1950, in: GHQ/SCAP, Records, Economic and Scientific Section, Restituted Opium, Civil Property Custodian - Germany, Feb. 1950 - Dec. 1950, ESS (B)-04491 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (77) From International Trade Bureau, Ministry of International Trade and Industry to Foreign Trade and Commerce Division, Economic and Scientific Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, 11 April 1950, in: GHQ/SCAP, ESS (B)-04491 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (78) From International Trade Bureau, Ministry of International Trade and Industry to Foreign Trade and Commerce Division, Economic and Scientific Commander for the Allied Powers, 3 June 1950, in: GHQ/SCAP, ESS (B)-04491 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (79) From CHINESE MISSION IN JAPAN, TOKYO to International Trade Bureau, Ministry of International Trade and Industry, 16 June 1950, in: GHQ/SCAP, ESS (B)-04491 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (80) GENERAL HEADQUARTERS SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS. Economic and Scientific Section, APC 500, 9 September 1950, in: GHQ/SCAP, ESS(B)-04491 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (81) DETAILS OF LOOTED RAW OPIUM TO BE PURCHASED BY MITI (7 Sept., 1950), in: GHQ/SCAP, ESS (B)-04491 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (82) Investigation on Opium (80 cases, weighing 3,866.4 Kgs), in: GHQ/SCAP, CPC-40735 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (83) 松本邦彦（解説・訳）『GHQ日本占領史第一六卷 外国人の取り扱い』日本図書センター、一九九六年、六一頁、七二頁注（\*）参照。

- (64) 藤田尚則(解説・訳・岡部史信(訳))『GHQ日本占領史第二六巻 外国人財産の管理』日本図書センター、一九九八年、八一三頁並びに前掲『GHQ日本占領史第一六巻 外国人の取り扱い』六一頁、七二頁注(\*2)を参照。なお、日本在留の「好ましいドイツ人」と「好ましくないドイツ人」については、中村綾乃『東京のハーケンクロイツ―東アジアに生きたドイツ人の軌跡―』白水社、二〇一〇年、第六章が詳しい。
- (65) この覚書については、「付録五二 SCAPIN二〇五一」前掲『GHQ日本占領史第二六巻 外国人財産の管理』二九〇～二九二頁、「Notification that the United States, United Kingdom and France are Owners of Certain Categories of Former German Property in Japan」前掲『総司令部指令覚書類 一九四九(昭二四)一〇月』一五五～一五七頁を参照。
- (66) 以上の叙述は、前掲『GHQ日本占領史第二六巻 外国人財産の管理』一三三～一四四頁による。
- (67) Subj: Payment for Crude Opium purchased by MITI. To: FSS/BFE. Attr: Mr. G. Waller, in: GHQ/SCAP, FSS(B)-04491: 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (68) 'Authorization to Manufacture Narcotics in Japan' 前掲『総司令部指令覚書類 一九四七(昭二二)六月』所収(頁数無記載)。
- (69) GENERAL HEADQUARTERS FAR EAST COMMAND. CHECK SHEET, 20 OCT 1950, in: GHQ/SCAP, ESS(B)-04491: 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (70) MINISTRY OF INTERNATIONAL TRADE AND INDUSTRY. Agency of the Japanese Government, IMPORT CONTACT, in: GHQ/SCAP, ESS(B)-04491: 国立国会図書館憲政資料室蔵。なお、GHQの機構や主要人事並びに訳語については、五百旗頭真『占領期―首相たちの新日本―二〇世紀の日本』読売新聞社、一九九七年の「巻末資料」を参照。
- (71) JAPANESE GOVERNMENT RECEIPT FOR IMPORTS, 8 November 1950, in: GHQ/SCAP, ESS(B)-04491: 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (72) 前掲『GHQ日本占領史第二六巻 外国人財産の管理』一三二～一三三頁、一四九頁注y)を参照。
- (73) 同書、一二九頁。

\*本論は、平成二二～二四年度科学研究費補助金(挑戦的萌芽研究『満』独関係と阿片)課題番号二二六五三〇二〇)の交付による研究成果の一部である。